

第2 事業の状況

1 業績等の概要

【奨学金貸与事業】

(1) 平成25年度の事業の実施状況について

① 奨学金の貸与

ア. 平成25年度の貸与実績（人数）のうち新規貸与人員は45万7千人で、内訳は第一種奨学生が15万7千人（平成24年度比10.0%増）、第二種奨学生が30万人（同比2.1%減）です。また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は3千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は1千人となっています。

平成23年度～平成25年度における奨学金の貸与状況

区 分	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
[人員]	人	人	人	人	人	人
第一種奨学金	377,334	379,195	383,338	402,092	425,819	427,423
（構成比）	(29.4%)	(29.4%)	(28.6%)	(30.5%)	(29.5%)	(31.9%)
新規	—	138,349	—	142,696	—	156,950
継続	—	240,846	—	259,396	—	270,473
第二種奨学金	907,250	910,434	955,963	916,860	1,017,302	911,584
（構成比）	(70.6%)	(70.6%)	(71.4%)	(69.5%)	(70.5%)	(68.1%)
新規	—	314,137	—	306,456	—	299,992
継続	—	596,297	—	610,404	—	611,592
計	1,284,584	1,289,629	1,339,301	1,318,952	1,443,121	1,339,007
（構成比）	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
新規	—	452,486	—	449,152	—	456,942
継続	—	837,143	—	869,800	—	882,065
[金額]	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一種奨学金	263,128,950	256,451,465	276,735,300	267,603,644	291,163,974	281,061,652
（構成比）	(24.3%)	(24.2%)	(24.6%)	(24.7%)	(24.3%)	(25.7%)
第二種奨学金	818,452,480	802,137,290	849,579,991	813,914,940	907,003,613	812,286,710
（構成比）	(75.7%)	(75.8%)	(75.4%)	(75.3%)	(75.7%)	(74.3%)
計	1,081,581,430	1,058,588,755	1,126,315,291	1,081,518,584	1,198,167,587	1,093,348,362
（構成比）	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

（注）上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金

（平成23年度24,044,217千円、平成24年度20,036,613千円、平成25年度13,464,762千円）があります。

イ. 平成 23 年度～平成 25 年度における奨学金財源（補正予算分含む）の内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
第一種奨学金	一般会計借入金 （構成比）	74,026,917 (28.9%)	75,784,201 (28.3%)	71,877,586 (25.6%)
	東日本大震災復興特別会計借入金 （構成比）	— —	3,354,291 (1.3%)	5,724,861 (2.0%)
	回収金充当額 （構成比）	182,424,548 (71.1%)	188,465,152 (70.4%)	203,459,205 (72.4%)
	計 （構成比）	256,451,465 (100.0%)	267,603,644 (100.0%)	281,061,652 (100.0%)
第二種奨学金	財政融資資金借入金 （構成比）	757,300,000 (94.4%)	820,300,000 (100.8%)	848,700,000 (104.5%)
	日本学生支援債券 （構成比）	170,000,000 (21.2%)	180,000,000 (22.1%)	180,000,000 (22.2%)
	民間借入金 （構成比）	471,116,000 (58.7%)	446,605,000 (54.9%)	413,258,000 (50.9%)
	回収金等充当額 （構成比）	276,730,290 (34.5%)	357,621,940 (43.9%)	403,379,710 (49.7%)
	財政融資資金等償還 （構成比）	△873,009,000 (△108.8%)	△990,612,000 (△121.7%)	△1,033,051,000 (△127.2%)
	計 （構成比）	802,137,290 (100.0%)	813,914,940 (100.0%)	812,286,710 (100.0%)
合 計		1,058,588,755	1,081,518,584	1,093,348,362

（注）上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金事業交付金（平成 23 年 24,044,217 千円、平成 24 年度 20,036,613 千円、平成 25 年度 13,464,762 千円）があります。

② 奨学生の補導

ア. 奨学生の適格性の審査

平成 25 年度は、奨学生としての適格性の維持向上を図るため、奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、奨学規程等の規定に照らして適格性に問題がある者 71,990 人（第一種奨学生 15,045 人（対象奨学生の 5.1%）、第二種奨学生 56,945 人（対象奨学生の 8.8%））について、廃止、停止、警告又は激励の処置を行っています。このうち停止及び警告の処置者については、平成 25 年度より処置内容の理解と学業精励を促すため、「適格認定処置確認書」を提出させることとしています。なお、処置の内容については以下のとおりです。

i. 廃止・・・奨学生の資格を失わせること。

- ii. 停止・・・1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。
ただし、当該停止期間を経過した後さらに1年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。
- iii. 警告・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。
- iv. 激励・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう激励又は指導すること。

また、平成21年度から、借り過ぎ防止及び返還意識の涵養を図るため、貸与中の貸与月額が奨学生の経済状況から見て適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう、当該奨学生への指導を学校長へ依頼しています。

イ. 新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設しています。

③ 機関保証制度の運用

ア. 平成25年度の機関保証制度への加入者は22万9千人で、内訳は第一種奨学生が6万9千人（対象奨学生の44.1%）、第二種奨学生が16万1千人（対象奨学生の50.0%）です。

平成23年度～平成25年度における機関保証制度への加入状況

区 分	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	奨学生採用件数 (A)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)	奨学生採用件数 (A)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)	奨学生採用件数 (A)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)
第一種奨学金	138,622	57,081	41.2%	141,110	59,349	42.1%	155,780	68,657	44.1%
第二種奨学金	334,084	162,185	48.5%	327,705	159,566	48.7%	321,308	160,503	50.0%
計	472,706	219,266	46.4%	468,815	218,915	46.7%	477,088	229,160	48.0%

イ. 機関保証制度加入者の返還が延滞した場合、一定期間の督促後、本機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わり奨学金の残額を一括で返済します（代位弁済）。平成25年度の代位弁済件数は5,456件となっています。

平成23年度～平成25年度における代位弁済状況

区 分	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
第一種奨学金	697	1,030,846,657	743	1,094,552,273	964	1,456,191,771
第二種奨学金	3,202	6,322,185,682	3,484	7,297,130,928	4,492	9,893,925,991
計	3,899	7,353,032,339	4,227	8,391,683,201	5,456	11,350,117,762

④ 奨学金の回収

ア. 回収及び貸与債権の状況

返還金の回収及び貸与債権の状況における平成 25 年度実績は別表「回収の状況」、「貸与債権の状況」のとおりとなりました。

なおここで、要返還債権とは貸付金債権の総額から現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いた債権であり、また要返還額とは要返還債権のうち返還期日が到来している債権額です（従って、要返還額には病気、災害、進学等を理由とする猶予中の債権を含みません）。本説明書中、以降の説明においても同様です。

- i. 平成 25 年度の回収状況は、返還を要する人員 342 万人のうち 33 万人（9.8%）が返還の履行を怠り、その結果、要返還額 5,578 億円のうち 957 億円（17.2%）は未回収となりました。（別表「回収の状況」）
- ii. 平成 25 年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金あわせて貸与金残高 8 兆 2,126 億円で、このうち要返還債権の額は 5 兆 6,878 億円となりました。要返還債権のうち 3 月以上延滞債権額は 2,639 億円、6 月以上の延滞債権額に限っても 2,177 億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合は 3 月以上が 4.6% で、6 月以上が 3.8% です。（別表「貸与債権の状況」）

なお、延滞債権の整理としては、3 月以上延滞債権として延滞年数による管理を行っていますが、その他に現在の返還者の状況（病気による猶予、災害による猶予、上級校に進学したための猶予、債務整理中である等）を把握することにより、返還者の状況に合わせた効率的かつ効果的な返還指導ができるような債権の整理を進めています。

(別表) 回収の状況

(単位：千人、億円)

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
第一種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	1,324	2,245	1,341	2,306	1,352	2,346
	うち返還	(87.8) 1,162	(76.9) 1,726	(88.5) 1,187	(77.5) 1,787	(89.2) 1,206	(78.1) 1,833
	うち未返還	(12.2) 162	(23.1) 518	(11.5) 154	(22.5) 520	(10.8) 146	(21.9) 513
	繰上返還額	—	274	—	267	—	272
第二種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	1,690	2,494	1,888	2,849	2,072	3,231
	うち返還	(90.0) 1,522	(85.6) 2,136	(90.5) 1,708	(85.8) 2,444	(90.9) 1,884	(86.3) 2,788
	うち未返還	(10.0) 169	(14.4) 358	(9.5) 180	(14.2) 405	(9.1) 188	(13.7) 444
	繰上返還額	—	913	—	1,085	—	1,231
合計	要返還 (期日到来分のみ)	3,014	4,738	3,229	5,155	3,424	5,578
	うち返還	(89.0) 2,683	(81.5) 3,862	(89.7) 2,895	(82.1) 4,230	(90.2) 3,090	(82.8) 4,621
	うち未返還	(11.0) 331	(18.5) 876	(10.3) 334	(17.9) 925	(9.8) 334	(17.2) 957
	繰上返還額	—	1,187	—	1,352	—	1,503

(注) 1. 上段の括弧内の数字は、要返還（期日到来分のみ）に対する割合を示しています。（単位：％）

2. 人員は、実人員です。

3. 人員・金額ともに四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

(別表) 貸与債権の状況

(単位：千人、億円)

区 分		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種 奨学金	貸与残高	1,969	24,304	1,996	24,607	2,020	24,993
	内要返還債権	1,351	16,803	1,367	17,024	1,378	17,379
	内 3 月以上 延滞債権	113	1,012	107	964	100	898
	内 6 月以上 延滞債権	104	896	99	863	93	810
第二種 奨学金	貸与残高	2,734	48,456	2,952	53,048	3,146	57,133
	内要返還債権	1,766	31,401	1,967	35,522	2,157	39,499
	内 3 月以上 延滞債権	84	1,636	87	1,718	87	1,741
	内 6 月以上 延滞債権	67	1,284	70	1,349	71	1,367
合 計	貸与残高	4,703	72,760	4,948	77,656	5,166	82,126
	内要返還債権	3,117	48,204	3,334	52,547	3,535	56,878
	内 3 月以上 延滞債権	(6.3)	(5.5)	(5.8)	(5.1)	(5.3)	(4.6)
	内 6 月以上 延滞債権	197	2,647	194	2,682	187	2,639
	内 6 月以上 延滞債権	(5.5)	(4.5)	(5.1)	(4.2)	(4.6)	(3.8)

(注) 1. 合計欄の括弧内数字は、要返還債権に対する割合です。(単位：%)

2. 人員・金額とも四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

イ. 回収の方策と促進策の実施

以上の結果を踏まえ、本機構ではこうした状況を改善すべく、以下のとおり、延滞している返還金の早期回収を図るとともに、延滞を未然に防ぐ諸施策を講じ、要返還額に対する返還額の比率（以下「回収率」という。）の向上に努めました。

i. リレー口座による回収

回収率の向上と回収業務の効率化のため導入したリレー口座制度については平成 25 年度末現在、加入者数 360 万 6 千人、加入率は加入対象者 372 万 1 千人の 96.9% に達しました。また、10 月より返還が始まる新規返還開始者の加入率は 99.7% となりました。

リレー口座加入状況

区 分	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
加入対象者数 (件)	(81,696) 1,467,683	(164,853) 1,816,868	(246,549) 3,284,551	(79,632) 1,485,887	(181,888) 2,027,227	(261,520) 3,513,114	(88,831) 1,497,234	(186,713) 2,223,468	(275,544) 3,720,702
加入者数 (件)	(81,596) 1,387,085	(164,476) 1,756,484	(246,072) 3,143,569	(79,531) 1,420,009	(181,435) 1,970,475	(260,966) 3,390,484	(88,664) 1,440,128	(186,178) 2,165,480	(274,842) 3,605,608
口座加入率 (%)	(99.9) 94.5	(99.8) 96.7	(99.8) 95.7	(99.9) 95.6	(99.8) 97.2	(99.8) 96.5	(99.8) 96.2	(99.7) 97.4	(99.7) 96.9

(注) () 内は新規返還開始者の数値(内数)です。

ii. 払込通知書による請求等

平成 25 年度末現在、要返還者のうち、リレー口座未加入の無延滞者全員（第一種奨学生 3 万 3 千人（平成 24 年度 3 万 6 千人、前年度比 9.8%減）、第二種奨学生 4 万 5 千人（同 4 万 7 千人、同比 3.8%減）、計 7 万 8 千人（同 8 万 3 千人、同比 6.4%減））に対して、払込通知書を本人が指定する期日（年 1 回、主として 6 月又は 12 月）に発送し、請求を行いました。また、延滞者（リレー口座加入者を含む）全員（第一種奨学生 14 万 6 千人（同 15 万 4 千人、同比 5.5%減）、第二種奨学生 18 万 8 千人（同 18 万人、同比 4.7%増）、計 33 万 4 千人（同 33 万 4 千人））に対して、払込通知書及び督促状（第一種奨学生 36 万 4 千件（同 52 万 4 千件、同比 30.4%減）、第二種奨学生 32 万 9 千件（同 40 万 9 千件、同比 19.6%減）、計 69 万 3 千件（同 93 万 3 千件、同比 25.7%減））を発送しました。そのうち、49 万 7 千件（同 60 万 2 千件、同比 17.5%減）については、連帯保証人及び保証人に延滞解消を促す文書を発送しました。

iii. 督促架電の強化及び回収委託による早期回収の促進

平成 13 年度から延滞の早期解消に効果的な夜間・休日の督促架電を外部業者に委託し実施してきました。平成 25 年度においても引き続きその効果を確認しつつ量的にも拡大し、以下のように実施しました。

1. リレー口座振替不能者（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月 計 150 万 3 千件）に対して、延滞の早期解消及び長期化をさせないことを目的として督促架電を行いました。
2. 延滞解消を目的として、延滞 6 月、8 月、10 月、12 月及び機関保証の延滞 6 月未満の返還者に対し、平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月に計 3 万 1 千件、リレー口座加入者のうち長期振替不能者に対して、平成 25 年 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、12 月、平成 26 年 2 月、3 月に計 9 万 9 千件、リレー口座未加入の延滞者に対し、平成 25 年 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、平成 26 年 2 月に計 2 万 3 千件、新規返還者かつ猶予切れ返還者でリレー口座未加入の者に対し、平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月に計 3 万 4 千件、払込通知書による返還者に対し、平成 25 年 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、12 月、平成 26 年 2 月、3 月に計 3 万 5 千件に督促架電を行いました。

また、延滞者に対して早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 月以上 9 月未満の返還者について 7 万 4 千件の債権回収委託を実施しました。このうち委託開始から 5 ヶ月経過した者で、入金はあるが延滞が解消していない 9 千件については、継続して回収委託を実施しました。

延滞期間が中長期となっている延滞 3 年以上 8 年未満（委託時）の返還者については、平成 24 年 8 月から回収委託を実施しているもののうち 1 万件について平成 26 年 2 月まで回収委託を実施しました。また、平成 25 年 2 月から 8 千件、平成 25 年 8 月から 9 千件、平成 26 年 2 月から 8 千件について、それぞれ回収委託を実施しています。なお、これまでに回収委託を実施し委託期間中に入金はあるが

延滞解消していない9千件については、継続して回収委託を実施しました。

iv. 連帯保証人、保証人に対する請求の早期化

平成16年4月から奨学生採用の時点で連帯保証人の「印鑑証明書」の提出を、また、貸与終了の返還誓約書提出時に連帯保証人の「収入に関する証明書」及び「印鑑証明書」と保証人の「印鑑証明書」提出を義務付けてきましたが、平成22年度採用者から、返還誓約書の提出時期を採用時に早めました。

また、従来、延滞1年以上の延滞者に対して実施してきた連帯保証人、保証人に対する請求を、平成20年度以降、延滞1月後に連帯保証人へ、延滞2月後に保証人へ督促を実施し、連帯保証人、保証人に対する請求の早期化を図っています。

v. 法的手続きによる回収

平成25年度においては、督促を重ねても返還に応じない延滞9月以上で特に必要と認められる者15,575件に対して「支払督促申立予告」を実施しました。9,043件に対しては「支払督促申立」を行い、2,553件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行いました。すでに債務名義を取得した者のうち4,069件に対しては「強制執行予告」を行い、546件に対して「強制執行申立」、291件に対して「強制執行」を行いました。

vi. 住所調査

平成25年度において、返還者等に対して発送したリレー口座関係書類や請求書等が返戻となった件数は、211,165件でした。延滞の長期化を防ぐため、延滞している者について優先して、その連帯保証人及び市町村役場等を通じて住所確認調査を行いました。その結果、153,539件の住所が判明し、平成25年度末において、延滞者のうち住所調査が必要な者は、10,185件でした。

vii. 返還説明会の実施

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の各校に対し、卒業を控えた奨学生に対する返還意識の涵養と返還手続きの周知のための返還説明会を、10月中旬～12月中旬の間に実施するよう依頼しています。このうち、要返還者数や延滞率等を基に選定した学校へ、本機構の職員が訪問し、奨学生に対する説明を行っています（平成25年度は298校に派遣）。また、返還説明会用のDVDを学校へ配付し、説明会での活用を依頼しています。

viii. 学校長宛延滞防止通知の発送

高等学校及び専修学校を除くすべての学校の学校長宛（平成14年度から新たに専修学校も対象としました。）に、在学中から返還意識涵養と学生に対する指導を目的として、卒業奨学生の前年度末の延滞者数及び延滞率を通知し、卒業予定の奨学生に対する入念な指導をお願いしました。

ix. 返還開始のお知らせの送付

前年度3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校を卒業した奨学生並びに年度途中の貸与終了者に対し、奨学金返還の重要性を徹底し、奨学金返還及び社会還元を意識涵養を図るため、また各種願書・届出書に関する手続きの周知を目的としたお知

らせを出身学校長及び機構理事長連名により送付しました。

x. 「返還のてびき」の配付

奨学金貸与終了時に学校を通じて、返還の方法やリレー口座への加入及び返還困難時の手続き等について記載した「返還のてびき」を奨学生に配付しました。

xi. 個人信用情報機関の活用

個人信用情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに返還期限猶予若しくは減額返還の制度を周知することによって延滞の抑制を図りました。

文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が3月以上となった者については、平成22年4月から個人信用情報機関への登録を開始し、平成25年度は13,047件の情報を登録しました。

ウ. 返還期限猶予・減額返還

本機構は、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第15条第2項）。返還期限猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」があります。猶予期限は、事由により異なりますが、在学猶予は学校に在籍している間、一般猶予のうち災害・傷病・生活保護受給中・大学校在学・産前産後休業及び育児休業、及び海外派遣の場合はその事由が続いている間（災害は当該事由の原因となる災害の発生から原則として5年が限度）、経済困難等の事由による場合は通算5年が限度となっていました。平成26年度以降は、一定の年収を得られるまでの期間をより長く確保することによって延滞状態に陥る事態を防ぐため、制限年数が通算10年に延長されています。

また、経済的理由により返還困難である者への更なる負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について一定の要件を満たすことで、一定期間の割賦金額の減額（返還期間の延長）を認める「減額返還制度」を平成23年1月に創設・運用を開始し、平成25年度は14,079件を承認しました。

返還期限猶予状況

(単位：人)

区 分	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	
在学猶予	41,908	99,065	140,973	38,772	103,827	142,599	39,488	109,843	149,331	
一 般 猶 予	病氣中	4,440	4,003	8,443	4,477	4,493	8,970	4,580	5,042	9,622
	災害	1,131	1,682	2,813	502	621	1,123	326	443	769
	生活保護	2,122	1,721	3,843	2,396	2,217	4,613	2,726	2,838	5,564
	入学準備中	384	722	1,106	249	578	827	194	404	598
	経済困難・失業中等	36,074	56,083	92,157	36,436	62,969	99,405	36,182	69,068	105,250
計	86,059	163,276	249,335	82,832	174,705	257,537	83,496	187,638	271,134	

エ. 返還免除

奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部が免除されます。なお、大学院奨学生を対象とした教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還特別免除制度は、平成 16 年度以降の採用者から廃止となりました。

これらの措置により、平成 25 年度において返還を免除した額は、第一種奨学金 316 億 3,117 万円、第二種奨学金 16 億 1,802 万円、計 332 億 4,918 万円でした。

オ. 回収不能債権の処理

本機構では、奨学生であった者が行方不明又は破産等により資力喪失の状態にあり、かつ将来も資力を回復する見込がなく、連帯保証人及び保証人が死亡、行方不明又は強制執行・破産等の理由により、著しく返還困難と認められたときに、返還されるべき金額の全額又は残額について、回収不能債権と認定し、償却を行っています。償却財源については、平成 8 年度から国庫補助金が投入されています。この条件により償却された債権は、平成 25 年度においては、第一種奨学金について 605 件、3 億 6,178 万円（平成 24 年度 1,253 件、7 億 5,090 万円）、第二種奨学金について 184 件、2 億 9,022 万円（同 249 件、3 億 4,972 万円）となりました。

カ. 報奨金

本機構は、第一種奨学金を貸与された者が最終の割賦金の返還期日の 4 年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 5%の割合で計算した金額を報奨金として支払うことができます（文部科学省令附則第 6 条）。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して 7 年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上

返還したこととなる割賦金の金額につき3%の割合で計算した金額となります。平成25年度では、7億1,577万円（平成24年度8億9,067万円）の報奨金支払を行いました。

なお、平成17年度採用者から報奨金制度は廃止されました。また、第二種奨学金には、報奨金制度はありません。

キ. 延滞金

本機構は、要返還者が割賦金の返還を延滞したときは、その延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く。）の額に、返還期日の翌日から返還した日までの日数に年10パーセントの賦課率を乗じて計算した延滞金を徴しています。ただし、経済環境について厳しい状況が続いており、経済的理由により修学が困難な学生等で教育の機会均等に資するという奨学金本来の趣旨に鑑み、平成26年4月以降に発生する延滞金の賦課率については、年5パーセントに引下げました。

⑤ 学生支援寄附金

本機構への寄附金は、奨学生であった方や一般の篤志家からのものです。そのうち学生支援寄附金については、平成25年度は2億281万円（平成24年度1億658万円）を受入れました。なお、本機構への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められています。

(2) 借入金の借入先及び借入金額の状況

① 一般会計からの借入金

平成25年度では、第一種奨学金の原資として、国の一般会計から718億7,759万円の借入れを行いました。一方、平成24年度に行った第一種奨学金の返還免除に伴う借入金の償還免除が311億1,822万円行われました。この結果、平成25年度末の借入金残高は2兆5,532億4,392万円となり、平成24年度末の借入金残高2兆5,124億8,456万円に比べ407億5,936万円の増となりました。

② 特別会計からの借入金

平成25年度では、第一種奨学金（東日本大震災復興特別会計分）の原資として、国の特別会計から57億7,426万円の借入れを行いました。一方、平成24年度の借入れに係る貸与額との差額、4億1,391万円を繰上償還しました。この結果、平成25年度末の借入金残高は、91億2,855万円となり、平成24年度末の借入残高37億6,820万円に比べ、53億6,035万円の増となりました。

③ 財政融資資金からの借入金

平成25年度では、第二種奨学金の原資として459億円、貸与終了に伴う借換分として8,028億円の借入を行いました。この結果、平成25年度末の借入金残高は、4兆9,491億3,800万円（借入総額6兆9,927億1,800万円、償還総額2兆435億8,000万円）となり、平成24年度末の借入金残高4兆5,268億8,400万円に比べ、4,222億5,400万円の増となりました。

④ 日本学生支援債券による資金調達

平成25年度では、第二種奨学金の原資として1,800億円を発行しました。この結果、

平成 25 年度末の発行残高は、4,100 億円（発行総額 1 兆 3,440 億円、償還総額 9,340 億円）となり、平成 24 年度末の発行残高 3,900 億円に比べ、200 億円の増となりました。

⑤ 民間金融機関からの借入金

・ 貸与期間中の資金調達

平成 19 年度新規採用者から、第二種奨学金の原資に充当するため、借入期間約 3 ヶ月の短期借入及び借入期間約 1 年の長期借入を実施しています。平成 25 年度末の借入金残高は、4,132 億 5,800 万円でした。

(3) 運営費交付金の状況

運営費交付金は、国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付されるものです。本機構の業務運営に要する経費に充てるため、平成 25 年度では 139 億 2,175 万円の運営費交付金の交付を受けました。

(4) 国庫補助金等の状況

① 国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、平成 25 年度では 52 億 9,032 万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けました。

② 利子補給金

財政融資資金の借入等に係る利子支払いのため、平成 25 年度では、国の一般会計から 20 億 4,012 万円の育英資金利子補給金の交付を受け、平成 24 年度の交付額 29 億 4,895 万円に比べ 9 億 883 万円の減となりました。

【留学生支援事業】

(1) 学資の支給と援助

① 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度

我が国の大学等に在籍する私費留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金（平成 25 年度単価 大学院レベル：月額 65,000 円、学部レベル：月額 48,000 円）を給付しました。平成 25 年度の採用者は、11,301 名でした。

② 留学生交流支援制度（短期受入れ）

我が国の大学等が、学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 25 年度の採用者は 5,448 名でした。

③ 留学生交流支援制度（短期派遣）

我が国の大学等に在籍している学生を 8 日以上 1 年以内の期間諸外国の大学等に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 25 年度の採用者は 9,593 名でした。

④ 留学生交流支援制度（長期派遣）

諸外国の大学で修士又は博士の学位を取得するために我が国の学生が留学する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金月額（89,000円～148,000円）及び授業料（実費、上限あり）を支給しました。平成25年度の採用者は43名でした。

⑤ 官民協働海外留学支援制度

平成26年度よりグローバル人材育成コミュニティ事業として官民協働海外留学支援制度を実施するため、平成25年度は、9億5万円の寄附金を受入れました。なお、本事業への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められております。

⑥ 国費外国人留学生への奨学金等支給

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行いました。

⑦ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金等支給

日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系学部を有する大学に招致する韓国人学部留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行いました。

(2) 外国人留学生に対する宿舍の支援

① 国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舍として、全国に国際交流会館等を設置し、1,342戸を提供しました。また、入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流等、その他国際交流を深めるための各種事業を実施しました。

② 留学生借り上げ宿舍支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舍を借り上げること等により外国人留学生に宿舍を提供している大学等を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舍を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舍支援事業（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援・ショートステイ留学生交流支援制度（短期受入れ）支援・ホームステイ支援）を実施しました。

・ 学習奨励費受給者等支援

大学等が文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給者等に宿舍を提供するために賃貸借契約を原則として1年以上締結し、民間宿舍を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成25年度は大学等延べ123校に対し、支援件数は1,972件でした。

・ 留学生交流支援制度（短期受入れ）支援

大学等が留学生交流支援制度（短期受入れ）奨学金の受給者に宿舍を提供するために、賃貸借契約を1年以内の間締結し、民間宿舍を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成25年度は大学等延べ6校に対し、支援件数は62件でした。

・ ホームステイ支援

大学等がその指定する一般家庭に7日以上留学生（渡日1年以内に宿泊する者に限る。）を宿泊させる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成 25 年度は大学等延べ 23 校に対し、大学等が指定した一般家庭に 7 日間以上留学生が宿泊した世帯数は、192 世帯でした。

(3) 留学生交流推進事業

① 留学生地域交流事業（公益財団法人中島記念国際交流財団助成事業）

我が国の外国人留学生受入れ環境を整備し、交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と地域住民等との相互理解を図るための事業を実施しました。平成 25 年度は、一般公募により 29 事業を支援しました。

② フォローアップ事業

・ 帰国外国人留学生短期研究制度

我が国での留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究（最長 90 日間）を行う機会を提供しました。平成 25 年度は、49 名を採用しました。

・ 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国での留学を終え、現在、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、我が国での留学時の指導教員を最長 10 日間現地に派遣し、現地での研究指導等を実施する機会を提供しました。平成 25 年度は 10 名を採用しました。

・ 外国人留学生ネットワークメールマガジン

帰国外国人留学生等との交流を継続していくため、メールマガジンにより、様々な情報を提供しました。平成 25 年度は、44,814 件（平成 26 年 3 月現在）に対して、配信しました。

(4) 外国人留学生の就職支援

大学等に在籍している外国人留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的に「外国人留学生のための就活ガイド 2015」を作成しました。

(5) 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、平成 25 年 6 月 16 日（日）に第 1 回試験を、同年 11 月 10 日（日）に第 2 回試験を実施しました。

		国内	国外	合計
応募者数	第 1 回	13,938	3,628	17,566
	第 2 回	15,265	3,099	18,364
受験者数	第 1 回	12,821	2,792	15,613
	第 2 回	13,232	2,265	15,497

(6) 留学情報の提供

① 海外からの日本への留学情報の提供

・ 日本留学情報の収集・提供

日本の大学等や日本語教育機関の情報を収集・整理し、印刷物の作成・送付や本機構のホームページ及び日本留学ポータルサイトへの掲載等を通じて、日本留学希望者等に情報提供を行いました。

・ 日本留学説明会の実施

日本への留学事情や大学、日本語教育機関等の正確な情報を提供するため、高校生、大学生、教員等を対象に、平成 25 年度は 9 か国・地域において、日本の大学等の参加を得て、日本留学フェアを実施しました。また、現地帰国留学生会及び在外日本国公館の協力を得て 6 か国において日本留学セミナーを実施したほか、他機関が主催する説明会に計 20 回参加しました。

・ 外国人学生のための進学説明会の実施

日本の大学、短期大学等に入学を希望する在日外国人学生に、適切な進学指導を行うため、大学等の参加を得て、東京及び大阪で進学説明会を実施しました。

② 日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行いました。また、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、東京で海外留学フェアを実施しました。この他、平成 25 年度年間を通して小規模の海外留学説明会（6 回）を実施しました。

(7) 日本語教育センターにおける日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語及び基礎教科の教育を行いました。

また、日本理解を促進するため、小・中・高・大学生・社会人等各層との交流事業等を実施しました。平成 25 年度の学生受入数は、東京 223 名、大阪 165 名でした。

【学生生活支援事業】

(1) 各種研修事業

① 学生相談・メンタルヘルス領域の研修として、平成 25 年度は「学生相談・メンタルヘルス研修会」（東京地区 98 名参加、大阪地区 102 名参加）を開催しました。

② 就職・キャリア支援領域の研修として、平成 25 年度は「就職・キャリア支援研修会 [基礎コース]」（東京地区 100 名参加、大阪地区 98 名参加）、「就職・キャリア支援研修会 [専門コース]」（36 名参加）を開催しました。

③ 障害学生支援領域の研修として、平成 25 年度は「障害学生支援研修会 [理解・実践プログラム]」（東京地区 97 名参加、大阪地区 100 名参加）、「障害学生支援研修会 [応用プログラム]」（56 名参加）を開催しました。

(2) 学生生活支援関連情報の収集・提供等の充実

就職関係情報について本機構のホームページ上の情報を常に最新の情報に更新し、学生支援の的確な情報発信に努めました。

(3) 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、就職問題懇談会「申合せ」及び日本経済団体連合会「倫理憲章」に基づいた適正な就職・採用活動について周知・徹底するとともに、学校側、企業側の双方が一堂に会して情報交換を行うことにより、就職機会の均等の確保並びに、多様な学生に対応した就職指導の充実に資することを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催で開催し、平成 25 年度は 971 名が参加しました。

(4) 障害学生の修学支援事業

平成 25 年度は、障害学生修学支援ネットワーク事業の拠点校等において障害学生の修学支援に関する相談事業や障害学生支援セミナー及び障害学生の修学支援に関する調査を行いました。また、高等教育段階における合理的配慮についての理解を深め、障害学生支援の充実に資することを目的として高等教育における障害学生支援に関するシンポジウムを開催しました。さらに障害学生修学支援事例研究会を開催し、大学等における障害学生修学支援担当者のスキルアップを図りました。

加えて、大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査を行い、調査結果を公表し、障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資する情報提供を行いました。

(5) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し学校教育の振興に寄与することを目的として、各大学等に学割証の配付を行いました。

(6) 「平成 24 年度学生生活調査」結果の情報提供

全国の学生を対象として、学生生活状況を把握することにより、学生生活の実状を明らかにし、学生生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的として、隔年で実施しています。

2 対処すべき課題

本機構においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任により高等教育機関において学ぶことができるよう、引き続き事業の充実を図るとともに、運営上の合理的、効率的・効果的实施を図る必要があります。本機構が特に重点的に対処すべき課題は次のとおりです。

(1) 延滞債権の減少及び回収率の向上

平成25年度末における一般的ナリスク管理債権に相当する債権額は5,035億円であり、うち、破綻先債権は162億円、破綻先債権を除く延滞3ヵ月以上の債権は2,552億円、貸出条件緩和債権に相当する災害・傷病等の事由により返還期限が猶予されているなどの債権額は2,321億円となっています。

こうした現状を踏まえ、返還金回収において累積する延滞債権の解消と新たな延滞発生の防止を図ることは、本機構における重要な課題です。

第三期中期計画においては、総回収率の向上などの目標の下に、各種方策を講じることとしています。

具体的には以下の施策を推進することとしています。

① 返還金回収の促進

原則として、延滞3月以上9月未満の初期延滞債権については回収業務をサービサーに委託し、一部入金があった者等を除き、原則として延滞9月以上の者は法的処理の対象とする等、引き続き回収強化に努めてまいります。

延滞者の実態調査について、有効回答率の維持に努めるとともに、実施結果について分析を行います。また、郵便物が返戻となった者等に対する住所調査について一層の徹底を図ります。

② 機関保証制度の運用

大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底に努めてまいります。

また、本制度において代位弁済請求が着実に実行されるよう態勢の整備を進めてまいります。

(2) 奨学金事業の充実

昨今の社会・経済状況等の低迷を反映して、教育費負担の軽減をはかり、学生が自立して学べるようにするため、奨学金を希望する者が年々増加している反面、民間団体等が実施する奨学事業は、財政状況の悪化から規模を縮小する中で、本機構の奨学金に対する国民の期待は、非常に大きなものになっています。

このような状況を踏まえ、希望に対応し得るだけの貸与人員の確保や学生のニーズを踏まえた貸与基準の見直しなど、新たな制度の創設等、制度全般について、今後とも文

部科学省等関係機関と連携しながら、国及び社会の要望を踏まえつつ、奨学金制度の一層の改善・充実に努めてまいります。

(3) 学校との連携強化

奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進めます。

特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求め、また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対する返還金回収方策の広報、周知に努めます。

(4) 事業資金の安定的確保

一方、奨学金貸与事業の充実に図るためには、必要となる事業資金の確保が不可欠です。そのため、前記(1)の施策等の実施による返還金の回収により、自己収入を確保するとともに、財投機関債の発行及び民間資金の借入を行い、金融市場から直接自己調達することにも重要な意義があります。

そのため、本機構がより市場の信任を得ることができるよう前記(1)の施策等の実施、金融市場の状況に的確に対応し得る専門職員養成・確保など、財投機関債の発行に係る条件整備が必要と認識しており、そのための取組に努めているところです。

(5) 財務省理財局における「財政融資資金通先等実地監査」結果への対応

財務省理財局が財政投融資を利用する機関を対象に「財政融資資金通先等実地監査」を実施する中で、平成20年2月から3月にかけて本機構に対して監査が実施されました。主な指摘事項及び改善是正状況は、次のとおりです。

① 主な指摘事項

- ・ 機関保証制度において、代位弁済請求する債権の一部が、保証機関への請求要件を具備していないため請求に至っていない請求未了債権が797件・1,021百万円（平成20年2月現在、第一種学資金を含む。）存在すること。
- ・ 1個の債権を滞納年数に応じて区分し貸倒引当金を算定しているが、当該方法が企業会計原則における原則的な方法とは異なるものであること。
- ・ 法的措置に関する事務について、債務名義を取得した債権についてその後の手続きが行われていないこと。

② 改善・是正状況

- ・ 請求未了債権797件については、平成22年8月までに代位弁済実行済367件、一部入金等により代位弁済請求対象外となったもの430件の合計797件を全件処理しました。

- ・ 貸倒引当金の算定に関しては、新しい債務者区分及びそれに基づく算出方法について、文部科学省及び財務省と協議し、平成 20 年度決算より従来の割賦金区分から債務者区分によるものへ変更しました。
- ・ 法的措置に関する事務については、平成 21 年 4 月に組織改編を行い、奨学事業部において従来の債権管理課を法務課に改組することにより法的措置の統括機能を強化するとともに、マニュアルの作成等により全国的かつ統一的に法的処理を実施できるようにしました。

(6) 財務省理財局における「財政融資資金融通先等実地監査」監査結果のフォローアップについて

平成 20 年 2 月から 3 月にかけて実施された監査における指摘事項については、改善状況についてのフォローアップが、平成 22 年 2 月から 3 月にかけて実施されました。前回監査の指摘事項への対応状況、今回監査の主な指摘事項及び改善是正状況は、次のとおりです。

① 前回監査の指摘事項への対応状況

前回の監査における指摘事項を踏まえ、組織・体制の強化や、各種マニュアルの整備を通じた業務の標準化、機関保証に係る利息及び延滞金の保証履行範囲の上限の撤廃に加え、債務者区分を見直した上で自己査定基準等を整備し 20 年度決算へ反映させるなど改善に向けた対応が図られていることが確認されました。

② 主な指摘事項

- ・ 機関保証業務について
保証機関に対する代位弁済請求が可能となる延滞 1 年超の債権のうち、督促の不備等から未請求となっている案件の件数が大幅に増加していること、また、住所不明者の取扱いが、保証機関と未合意のため、代位弁済請求が行われていないこと。等
- ・ 法的措置について
支払督促申立（裁判所を通じた支払請求）件数は増加しているが、未実施の件数も累増していること、また、延滞が長期化している債権が多数あるにも拘わらず、時効中断を意識した処理が行われていないこと。等

③ 改善・是正状況

- ・ 機関保証業務について
請求未了債権が大幅に増加した要因は、機関保証制度が平成 16 年度から開始されたため、四年制大学を卒業した者の返還が平成 20 年 10 月から開始され、請求未了の対象となるものが本格化したことです。また、住所不明者の取扱いについては、「住所不明者の取扱いに関する確認書」を保証機関と平成 22 年 3 月に取り交わし、改善を図りました。
- ・ 法的措置について
本機構としては、大学・大学院等に係る平成 19 年度末の 3 ヶ月以上の延滞額を削

減するために、残高が大きい債権等を優先して法的措置を進めてきたところです。延滞9年以上の債権については、時効の中断に向けた法的措置を確実に実施するよう改善を図りました。

(7) 奨学金業務システム（JSAS）の運用

本機構では、平成24年1月より業務・システム最適化後の新システム「JSAS」の運用を開始しており、現在も安定的な運用の維持に努めているところです。

最近では、奨学金の貸与者や返還者の方を対象に実施しているインターネットを利用した個人情報提供サービス（スカラネット・パーソナル）の充実に力を入れています。具体的には、平成24年8月から「転居・改姓・勤務先（変更）届」の受付を開始したのに続き、さらなる利用者の利便性の向上と業務の効率化を目指して、平成26年1月から「繰上返還」の申込み機能を追加しました。

（注）「JSAS（ジェイサス）」は、奨学金の申込から返還完了までの管理及び外国からの留学生に対する留学生給与等の給付業務の管理を行っている本機構の基幹業務システムです。

(8) 個人情報の保護と情報公開

本機構が保有する個人情報の保護については、「個人情報保護規程」に基づき、各部署に個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置き、個人情報保護を図るための安全管理体制を整備するとともに、全職員に対し個人情報保護に係る自己点検を実施するなど、個人情報の適切な取扱いについての周知徹底を図っています。

また、情報の公開については、事業全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、外部有識者を含む「情報公開・個人情報保護委員会」を設置するなど、情報公開の推進に取り組んでいます。

3 事業等のリスク

ここでは、本機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 26 年 8 月 27 日現在において本機構が判断したものです。

(1) 延滞債権の増加リスク

これまで説明しましたとおり、奨学金の回収率の実績は、長期にわたる経済不況の影響による失業率の増加、収入の低下等の影響を受け、若干ながら低下傾向にありましたが、回収努力により全体として上昇傾向にあります。しかし、今後の景気動向等によっては、無利子貸与の第一種奨学金（日本育英会においては一般勘定で経理）、有利子貸与の第二種奨学金（日本育英会においては特別勘定で経理）ともに、延滞債権が増加する可能性があります。

さらに有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。今後、その貸与を受けた奨学生が卒業し、返還者数及び要返還額が大幅に増加することに伴い、延滞債権も増加する可能性があります。

本機構では過去に貸与した奨学金の回収金が新たに貸与する奨学金の原資の一部となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、延滞債権が増加した場合は、貸倒引当金計上額の増加のみならず、上述の借入金の増加を通じて本機構の財務状況に悪影響を及ぼすことになります。

(2) 国の政策に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。平成 26 年 8 月 27 日現在における本機構に関する行政改革の動向は以下のとおりです。

① 日本学生支援機構の業務の見直しについて

平成 25 年 12 月 16 日に政策評価・独立行政法人評価委員会より主務大臣に対して「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」が通知されました。これを踏まえ、文部科学省は、平成 25 年 12 月 20 日に「『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し内容」（以下「見直し内容」という。）を決定しました。「見直し内容」につきましては以下のとおりです。

独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し内容

平成 25 年 12 月 20 日

文部科学省

独立行政法人日本学生支援機構（以下「本法人」という。）の事務及び事業については、「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うこととする。なお、この見直しの考え方に従い、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとしての機能に鑑み、具体的な検討を行い、平成 26 年 3 月までの間に、次期中期目標・中期計画の策定等を行うこととする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 奨学金貸与事業の見直し

(1) 貸与基準等の見直し

奨学金貸与基準のうち収入基準については、①昭和 59 年度に定めた基準を基に、消費者物価上昇率等を掛け合わせて改訂を重ねており、最新のデータに基づく奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にできない、②第二種奨学金の基準額は、平成 24 年度の「家計調査」（総務省）の勤労者世帯の所得と比較しても、また、「平成 21 年全国消費実態調査」（総務省）の勤労者世帯のうち大学生の親世代に相当する 50 歳代の年間世帯収入と比較しても高い、③基準を満たす者の収入限度額の積算内訳のうち給与所得世帯への給与所得控除額分の上乗せ額が、所得税の給与所得控除額と比較して高いといった状況が見受けられる。

このため、最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ、奨学金貸与基準の収入基準について見直すこととする。

また、第一種奨学金の単独貸与者よりも、多額の奨学金の貸与を受けることになる第一種及び第二種奨学金の併用貸与者の延滞率が高く、また、同一の所得水準の世帯において、貸与金額の多い併用貸与者の延滞率が、貸与金額の少ない併用貸与者より高くなっている。

このため、第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うこととする。

(2) 適格認定制度の着実な実施

奨学生が継続して奨学金の貸与を受ける場合は、年 1 回、本人が「奨学金継続願」を提出し、大学等は、提出された「奨学金継続願」の内容に加え、学修状況等を厳格に審査の上、奨学金継続の可否等を認定し、本法人に報告している。

この大学等の審査に関して、平成 23 年度適格認定で「警告」認定を受けた 1 万 2,329 件に対し、大学等において本法人の定める「適格基準の細目」に沿った認定が行われているか本法人が調査を実施した結果、不適切なケースが 586 件認められた。

不適切と認められた認定は、本法人が厳格な審査の実施について周知を図ってきたにもかかわらず、大学等における認定基準に対する理解不足が主な原因で発生している。

このため、本法人は、大学等が適切な認定を行えるよう、当該調査結果等を踏まえて「適格基準の細目」をより明確化、具体化するとともに、大学等に周知を徹底することとする。

また、これらの措置をとったにもかかわらず、継続的に不適切な認定を行った大学

等があった場合には、大学等の名称を公表する等により再発の防止を図ることとする。

(3) 回収に係る成果指標の見直し

本法人の債権について、現行中期目標で成果指標として用いている総回収率では、過去の延滞債権の状況に大きく影響され、新規の延滞債権や既延滞債権の実態を評価することができないことから、次期中期目標において、総回収率に代わる適切な成果指標を設定することとする。

また、成果指標の目標値を設定する際には、現行中期目標期間における回収促進の取組により、回収率が改善傾向にあることを踏まえて適切な数値を設定することとする。

(4) 機関保証の検証方法の見直し

本法人は、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、機関保証の妥当性を毎年度検証するため、奨学金貸与事業に関して識見を有する学識関係者、金融関係者、法曹関係者等により構成される「機関保証制度検証委員会」を設置しており、平成 20 年度以降毎年度検証を行っている。

しかしながら、同委員会では、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の検証は行われているが、公益財団法人日本国際教育支援協会の将来の事業コスト等を踏まえた十分な検証は行われていない。

このため、本法人に対し、将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を明らかにさせた上で、同委員会等で当該計画の実効性、妥当性も含めて毎年度検証することとする。

また、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにすることとする。

2 留学生支援事業の見直し

(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費に係る基準の見直し

文部科学省外国人留学生学習奨励費については、「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視 一技能実習制度等を中心として一 結果に基づく勧告」（平成 25 年 4 月 19 日総務省）において、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を策定することが求められていることから、当該勧告内容を踏まえた明確な基準を策定するとともに、その基準を厳格に運用することとする。

(2) 日本留学試験の見直し

日本留学試験については、「留学生 30 万人計画」骨子（平成 20 年 7 月 29 日文部科学省ほか関係府省）を踏まえ、応募者数及び受験者数を拡充するとされているが、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析した上で、費用縮減、受験料の改定などの事業収支改善に向けた取組を行うこととする。

3 学生生活支援事業の見直し

学生生活支援事業については、大学等における支援体制が一定程度整備されてきたことから、大学等における主体的な取組に任せ、今後は、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図ることとする。

第 2 業務全般に関する見直し

上記第 1 に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図ることとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこととする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討することとする。

5 その他

上記 1 から 4 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施することとする。

② 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

行政刷新会議における審議等を踏まえ、平成 24 年 1 月 20 日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定され、本機構については「その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成 24 年夏までに結論を得る」とされました。

この決定を受け、本機構についての具体的な在り方について検討を行うに当たり、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」が平成 24 年 4 月に文部科学省に設置され、平成 24 年 9 月 12 日に「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」が取りまとめられました。同報告書につきましては、下記の文部科学省ホームページをご参照ください。

文部科学省ホームページ

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/052/gaiyou/1327109.htm>

その後、「平成 25 年度予算編成の基本方針」が平成 25 年 1 月 24 日に閣議決定され、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）は、「それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」されることとなりました。

③ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成 25 年 12 月 24 日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されています。各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」
各法人等について講ずべき措置（別紙）

【日本学生支援機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。
- 現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用を含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成 26 年夏までに結論を得る。

④ 独立行政法人制度改革関連法

第 186 回国会にて「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が可決、平成 26 年 6 月 13 日に公布されました。

これらの法律は、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。

⑤ 公共サービス改革基本方針について

平成 26 年 7 月 11 日に「公共サービス改革基本方針」が改定され閣議決定されました。そのうち、本機構に関する部分は、平成 24 年 7 月 20 日に改定され閣議決定された「公共サービス改革基本方針」から引き続き以下のとおりです。

公共サービス改革基本方針改定＜抜粋＞

平成 26 年 7 月 11 日閣議決定

【別表】

12. 文部科学省

(2) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
サ (独) 日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務	○ (独) 日本学生支援機構のインターネットシステム保守運用支援業務については、次回入札結果を踏まえて、民間競争入札の実施について検討し、平成 29 年度末までに結論を得る。

(3) 外部評価制度に伴うリスク

独立行政法人制度では「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等については外部有識者で構成される文部科学省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

(4) 金利リスク

第一種奨学金については、本機構から奨学生への貸与及び貸与の財源となる本機構による国の一般会計からの借入れともに無利息で行っているため金利リスクは発生しません。

第二種奨学金については、奨学生が貸与を受けている間は無利息であり、当該期間中及び本機構の財政融資資金からの借入利率が3%を超える場合には、本機構に金利負担が発生することになりますが、当該金利負担はこれまで一般会計からの利子補給金により補填されています。

一方、平成18年度以前における本機構から奨学生への貸与は「卒業後最長20年の固定金利」（元利均等払い）であるのに対し、貸与の財源となる財政融資資金からの借入は20年償還（うち4年据置）の5年金利見直し（元金均等払い）であるため、金利見直し時に金利変動のリスクがあります。

ただし、機構法23条により政府は毎年度予算の範囲内において本機構に対し、学資の貸与にかかる業務に要する経費の一部を補助することができることとされており、これまでは当該金利負担分は、利子補給金により補填されてきました。

このように、現状においては金利リスクは限定的となっていますが、今後国の政策変更等により、こうした金利リスクが顕在化する可能性があります。

なお、こうした金利リスク軽減の観点から、平成19年度に、有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直しを実施しました。

(5) 流動性リスク

市場の混乱等により、本機構の資金調達が困難となり若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合や、社会情勢の急激な変化等により返還充当金の大幅減が生じた場合、本機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(6) 事務リスク

本機構は、役職員による正確な事務の懈怠、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。

(7) システムリスク

本機構は、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。

4 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5 研究開発活動

該当事項はありません。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 奨学金の回収状況について

第一種奨学金及び第二種奨学金はいずれも過去に貸与した奨学金の回収金が事業運営の原資となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、奨学金の回収率の向上は本機構の財務内容の向上の観点からも喫緊の課題となっています。

奨学金のうち、要返還額及び返還額の本機構における平成 21 年度～平成 25 年度実績は次ページのとおりです。

(単位：百万円)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
第一種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	163,609	169,521	174,231	179,941	183,908
		延 滞 分	48,972	51,200	50,237	50,700	50,734
		総 額	212,581	220,721	224,468	230,641	234,642
	返還額 (回収率)	繰 上 分	25,652	28,404	27,390	26,685	27,181
		当 年 度 分 [a]	154,564 (94.5%)	161,125 (95.0%)	166,512 (95.6%)	172,752 (96.0%)	177,437 (96.5%)
		延 滞 分 [b]	5,749 (11.7%)	6,182 (12.1%)	6,127 (12.2%)	5,921 (11.7%)	5,893 (11.6%)
		期日到来分計 [a+b]	160,314 (75.4%)	167,308 (75.8%)	172,638 (76.9%)	178,673 (77.5%)	183,329 (78.1%)
第二種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	164,557	191,625	219,339	250,347	284,480
		延 滞 分	21,193	26,040	30,029	34,545	38,646
		総 額	185,750	217,666	249,368	284,892	323,126
	返還額 (回収率)	繰 上 分	56,693	75,012	91,346	108,497	123,131
		当 年 度 分 [a]	154,322 (93.8%)	180,802 (94.4%)	208,092 (94.9%)	238,509 (95.3%)	272,196 (95.7%)
		延 滞 分 [b]	3,979 (18.8%)	5,125 (19.7%)	5,483 (18.3%)	5,851 (16.9%)	6,576 (17.0%)
		期日到来分計 [a+b]	158,301 (85.2%)	185,928 (85.4%)	213,576 (85.6%)	244,360 (85.8%)	278,772 (86.3%)
合 計 額	要返還額	当 年 度 分	328,166	361,147	393,570	430,288	468,388
		延 滞 分	70,165	77,240	80,266	85,245	89,380
		総 額	398,331	438,387	473,836	515,533	557,768
	返還額 (回収率)	繰 上 分	82,345	103,416	118,736	135,182	150,312
		当 年 度 分 [a]	308,886 (94.1%)	341,928 (94.7%)	374,604 (95.2%)	411,261 (95.6%)	449,633 (96.0%)
		延 滞 分 [b]	9,728 (13.9%)	11,307 (14.6%)	11,610 (14.5%)	11,772 (13.8%)	12,469 (14.0%)
		期日到来分計 [a+b]	318,615 (80.0%)	353,235 (80.6%)	386,214 (81.5%)	423,033 (82.1%)	462,102 (82.8%)

(注) 金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計額欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

上級学校への進学率の上昇、近年の厳しい経済情勢下での家計急変及び教育費の高騰などによる奨学金希望者の増加などの状況を踏まえ、国の施策として奨学金制度の充実を進めてきたことにより、奨学金の貸与額は年々増加し、それに伴って要返還額も増加しました。

一方、回収率は回収強化により上昇傾向にあり、平成 25 年度は前年度より更に上昇しましたが、長期に及んだ景気低迷の影響等により低下するおそれはなお残っており、回収の強化は引き続き課題となっています。

なお、まだ返還期日の到来していない返還金を返還する繰上返還は、回収率算出にあ

たっては計上していません。

平成 25 年度における回収の方策と促進策の実施状況につきましては 49～52 ページに記載しておりますが、返還金の回収促進に係る中期計画及び平成 26 年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 26 年度）
リレー口座への加入促進及びコールセンターによる返還相談の実施	<p><中期計画> リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p> <p><年度計画> リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p>
督促の集中的実施	<p><中期計画> 初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。</p> <p><年度計画> 原則として、延滞 4 ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約 5 ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理等に移行しないものについては、引き続き回収業務を委託する。</p>
法的処理の実施	<p><中期計画> 中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。</p> <p><年度計画> 中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するほか、計画的に法的処理を行う。</p>
延滞者の実態調査	<p><中期計画> 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</p> <p><年度計画> 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</p>
住所調査の徹底	<p><中期計画> 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p> <p><年度計画> 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p>
個人信用情報機関の活用	<p><中期計画> 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p><年度計画> 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。</p>

(2) リスク管理債権等の状況について

- 平成 24 年度末、平成 25 年度末の状況について

本機構は、民間金融機関の基準に準じて、リスク管理債権を算出しています。

本機構は、経済的理由により修学が困難な者に対して、本人の支払能力を要件とせず奨学金の貸与を行なっております。そのため、このリスク管理債権についても、返還指導を行ないつつ、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行なうことにより回収が見込まれるものもあることから、記載した残高のすべてが回収不能となるわけではありません。

(総括)

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度末	平成 25 年度末
破綻先債権額 (A)	15,533	16,241
延滞債権額 (B)	210,702	209,271
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	46,635	45,945
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	272,871	271,458
比率 (D) / (G) × 100	3.5	3.3
貸出条件緩和債権額 (E)	210,794	232,080
合計 (F) = (D) + (E)	483,665	503,539
比率 (F) / (G) × 100	6.2	6.1
総貸付残高 (G)	7,765,560	8,212,594

(第一種奨学金)

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度末	平成 25 年度末
破綻先債権額 (A)	6,898	6,806
延滞債権額 (B)	81,705	77,143
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	9,953	8,732
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	98,557	92,682
比率 (D) / (G) × 100	4.0	3.7
貸出条件緩和債権額 (E)	61,039	62,809
合計 (F) = (D) + (E)	159,597	155,491
比率 (F) / (G) × 100	6.5	6.2
総貸付残高 (G)	2,460,735	2,499,293

(第二種奨学金)

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度末	平成 25 年度末
破綻先債権額 (A)	8,634	9,435
延滞債権額 (B)	128,996	132,128
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	36,682	37,212
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	174,313	178,776
比率 (D) / (G) × 100	3.3	3.1
貸出条件緩和債権額 (E)	149,754	169,270
合計 (F) = (D) + (E)	324,068	348,047
比率 (F) / (G) × 100	6.1	6.1
総貸付残高 (G)	5,304,825	5,713,300

(注) 1. 平成 20 年度より、民間金融機関に準じて返還猶予債権をリスク管理債権に含めています。

2. 「貸出条件緩和債権額」は、独立行政法人日本学生支援機構法第 15 条第 2 項の規定により、国の教育施策の一環として、災害、傷病、生活保護及び経済困難等を理由に返還期限を猶予している債権です。

なお、返還期限を猶予している債権には、上記のほか、本人が学校に在学している等の理由により返還期限を猶予している在学中等猶予債権が平成 25 年度末で 405,529 百万円（第一種 105,966 百万円、第二種 299,563 百万円）あります。

3. 金額はそれぞれ切り捨てているため、合計欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

4. 平成 20 年度決算より、破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権を、破綻先債権として区分し、計上することとしました。

(参考)

- ・破綻先債権額 (A) : 破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権残高
- ・延滞債権額 (B) : 延滞 6 月以上の債権で、破綻先債権を除いた債権残高
- ・3 ヶ月以上延滞債権額 (C) : 弁済期限を 3 月経過して延滞となっている債権残高で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (B) に該当しないもの

リスク管理債権については、これまで述べましたように、奨学金の回収率向上に向けた諸施策を講じているところですが、事業規模の拡充に伴い無利子貸与の第一種奨学金、有利子貸与の第二種奨学金ともに、今後増加することが見込まれます。

特に有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いましたが、今後、その貸与を受けた奨学生が卒業し、返還者数が大幅に増加することに伴い、リスク管理債権の一層の増加が見込まれます。

(3) 貸倒引当金の計上方法について

貸付金の貸倒引当金の計上方法は独立行政法人会計基準に基づき、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、平成 20 年度決算より、従来の割賦金区分から債務者区分に基づき算出しております。

貸倒見積高積算にあたっては過去の回収実績をもとに見積もっていますが、中期計画の回収目標を達成すべく回収率の向上を図っているところであります。